

特定動物の飼養保管基準について（骨子案）

平成 18 年 6 月の動愛法改正以降、許可施設で飼養保管されていた特定動物による人の殺傷事案が複数発生している。これらの事案について、都道府県等から聴取した内容を基に発生 の 要 因 とな っ た 事 項 を 特 定 す る と 同 じ く、同 様 の 事 案 の 再 発 を 防 止 す る た め に 現 行 の 飼 養 保 管 基 準（動 物 の 愛 護 及 び 管 理 に 関 す る 法 律 施 行 規 則（平 成 18 年 環 境 省 令 第 1 号。以 下「施 行 規 則」とい う。）特 定 飼 養 施 設 の 構 造 及 び 規 模 に 関 す る 基 準 の 細 目（平 成 18 年 環 境 省 告 示 第 21 号。以 下「施 設 基 準 細 目」とい う。）及 び 特 定 動 物 の 飼 養 又 は 保 管 の 方 法 の 細 目（平 成 18 年 環 境 省 告 示 第 22 号。以 下「飼 養 保 管 細 目」とい う。）を 指 す。）を 見 直 す 必 要 性 に つ い て 検 討 を 行 っ た。

また、これまでに起きた特定動物の逸走事案についても情報収集してその原因を分析し、現行基準を遵守していれば防止できた事案だったのかについて検証した。

1. ヒグマの逸走・死傷事案

事案概要

平成 24 年 4 月、秋田県鹿角市のクマ牧場にて、ヒグマの逸走により施設内で従業員 2 名が死亡、逸走した 6 頭のヒグマが警察の立ち会いのもと猟友会により施設内で射殺処分される事案が発生した。

要因 1

申請者（責任者）が飼養実態を把握しておらず、当該動物の飼養管理を従業員に任せきりとしていた。

対策案

許可時において、飼養管理の責任者を明確にすることや、責任者以外の者が飼養管理する場合について管理体制を明確にすることが必要。

- ・「責任者」を明確にし、特定動物の飼養管理について責任の所在を明確にする。
- ・「責任者」以外に飼養管理を行う者がいる場合には、その者（委託業者を含む）の名称及び管理体制図を提出させる。
- ・定期保守点検や日々の見回り方法についての「飼養管理計画書」を別途提出させる。

要因 2

繁殖制限措置が適切に行われておらず、飼養施設や体制、人員、資金力に対して過剰な飼養頭数となっていた。また、飼養頭数の把握がずさんで、マイクロチップは未装着であり、また個体数の増減について台帳の整備が適切ではなかった。

対策案

現行基準「みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること」に具体的な手法についての記述を追記する必要があると考えられる。

また、以下については、現行基準での対応が可能であるため、飼養保管者に改めて認識させるよう自治体への通達や運用マニュアルの作成等を通じて、さらなる法令遵守の徹底を促す。

(参 考)

マイクロチップ等の装着による個体識別措置

施行規則(平成18年環境省令第1号)第20条3号において「マイクロチップ等の装着が義務付け」がなされている。

個体数の増減把握と記録保管

飼養保管細目第3条3号において、個体数の増減については、その都度届出事項となっている。

適切な飼養環境管理(飼養環境)の実施

動物取扱業者であれば「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成18年1月環境省告示第20号)」、展示動物であれば「展示動物の飼養及び保管に関する基準(平成16年環境省告示第33号)」により、適切な飼養管理(飼養環境)について規定している。

要因 3

従業員が飼養施設内（檻内）に生じた「雪山」の存在に気付かず、ヒグマがこれに登ることで壁面を越えて檻の外に逸走した。

対策案

現行基準の「擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定動物の逸走を容易にする樹木、構造物等がないこと」の部分に不備があったと考えられることから、雪や風雨等の自然現象による飛来物等の堆積等により、特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないことを新規定として追記する。

また、当該事案では特定動物の逸走の直接的な原因とはならなかったが、当該施設の老朽化や破損等について行政当局から改善するよう指導されており、施設側はこれに対応していなかった。これを含め、以下の規定を導入することにより、都道府県等は、立入の際にこれらの台帳等を検査すれば日々の安全確認が行われていることを確認することが可能となる。

- ・ 檻や柵のさび、金網の破れ等の飼養施設の損傷及びそれに繋がる劣化により、特定動物の逸走や人身事故が懸念される事態が生じていないか、その状況について週 1 回以上（この頻度は要検討）は、特定動物の飼養又は保管の状況を確認すること。
- ・ 屋外における（または屋外に通じる屋根のない等の）擁壁式施設の場合にあっては、雪や風雨等の自然現象による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について一日 1 回以上（この頻度は要検討）は、特定動物の飼養又は保管の状況を確認すること。
- ・ 飼養施設に損傷及びそれに繋がる劣化が認められた場合には速やかに補修すること。
- ・ 飼養施設の管理内容については台帳に記録を残し、5 年間保存すること。

2. アミメニシキヘビの逸走・死亡事案

事案概要

平成 24 年 4 月、茨城県牛久市のペットショップ施設において、アミメニシキヘビの施設内の逸走により従業員 1 名が死亡。死因は頭部及び右腕への咬傷による失血死と推測されている。

要因 1

飼養施設は、木材と強化ガラスによってできており、構造上は施設の外側から内部が確認できるものであったが、ガラス面が壁側に向けられて配置されていたため、施設の扉を開けなければ中の様子が確認できない状態であった。扉を開けた直後に、アミメニシキヘビによって襲われたものと推測されている。

対策案

- ・外部から特定動物の飼養状況が視認できる状態にあること、を追記。
水槽型施設で飼養保管される特定動物として多いのが毒ヘビ類であるが、これらの飼養保管をする際の安全対策としても有効な手段と考えられる。

要因 2

通常の点検管理や給餌等は昼間に 2 人で行っているところ、被害者は夜間に 1 人で施設の見回りを行ったため、襲われた際に助けを呼ぶことが出来なかったと推測される。

対策案

飼養管理における檻や施設内へのアプローチは、複数で確認というのが理想だが、個人で飼養保管している場合もあるほか、動物園においては、既に 1 人で作業を行う手順が確立されている場合もあり、むしろ 1 人で作業を行う方が安全であるとの意見もあったことから、規則改正ではなく通達等による注意喚起を行うべき。

3. 毒ヘビ類の無許可飼養事案

事案概要

平成 20 年 7 月東京都渋谷区、平成 24 年 7 月神奈川県相模原市で無許可飼養されていた毒ヘビ類（前者はトウブグリーンマンバ、後者はセイブグリーンマンバ）によって飼養者が咬まれ、これによりその他二桁の無許可の毒ヘビ類（前者は 33 種 50 頭、後者は 14 種 23 頭）の飼養が発覚した事案が発生している。それぞれの飼養者は重傷となったが、死亡することはなかった。なお、前者については、販売元の顧客データから、同じく 2 名の飼養者が無許可飼養で摘発されている。

要因 1

毒ヘビ類は比較的コンパクトな施設での飼養が可能であり、無許可の個人飼養が潜在的に存在すると考えられ、その発見が極めて対策が困難な事案といえる。

対策案

少なくとも両事案は、動物取扱業者から販売された毒ヘビ類が無許可で飼養保管されており、その後の捜査で顧客リストから別の無許可飼養者が摘発されているため、特定動物の販売時において、販売先が特定動物の飼養保管許可を受けているかどうかを確認することによって、購入における無許可飼養を防ぐことができると考えられる。

要因 2

両事案とも飼養管理時（餌やり等）の不注意で咬傷事故を起こしている。

対策案

本資料 2 . 要因 1 の対策案を参照

4. チンパンジーの咬傷事案

事案概要

平成 24 年 9 月、熊本県内観光施設におけるチンパンジーのショーの終了時に、客席間の通路にいた女性研修員に飛び掛り咬傷事故が発生した。

要因

チンパンジーの当該個体は 10 歳を超えており、施設外でのショーに適さない齢に達していたとの指摘があり（チンパンジーは 10 歳程度であれば、群生活に適した上下関係等の行動の発現により凶暴化するとの見解あり）、観覧者の安全確保等（飼養保管細目第 3 条第 1 号及び第 2 号）の十分な安全対策が徹底されていなかったことが考えられる。

対策案

特に、動物ショー等の特定飼養施設外で特例的に扱われる動物について、特定飼養施設外で飼養又は保管をする間、取扱者の立ち会いと特定動物の逸走防止措置を講ずる必要があるが、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめ都道府県知事に届け出をした場合には、施設外飼養の禁止規定における例外的な取扱いが認められている。

本件では、そもそもこの届出がなされていなかったことに加え、仮に届出がなされていたとしても当該特定動物の特性を踏まえると危険防止措置が不十分であったことが考えられることから、届出の受理に当たっては、危険防止措置の妥当性についてより厳格な確認を行うとともに、届出受理後には、立入検査の頻度を上げるなど、特定動物の施設外飼養というあくまで例外的な取扱いであることを念頭に置き、通常より強化した監視を行う必要がある。